

【令和7年度】

諮問第9号 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する  
取扱要領の改正（案）について

# 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領(以下、「要領」)の改正について

～産業廃棄物処理施設の建築基準法第 51 条ただし書許可の新たな審議プロセスの追加～

## 1 前回審議会意見の整理

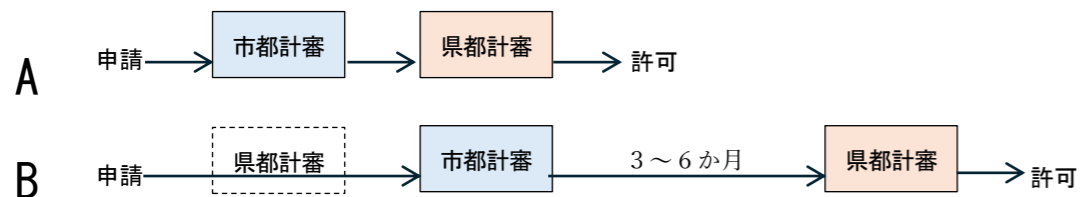
①交通に対する懸念	②立地周辺環境に対する懸念	③基準化への懸念
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路上の通学時の配慮</li> <li>・大型車両増加による道路自体への負荷</li> <li>・車両区分ごとの変化の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉塵の飛散への懸念</li> <li>・説明する町内会の範囲</li> <li>・隣接する他用途地域への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「適切な対応」の判断が不明瞭</li> <li>・書面開催などほかの手段も考えられる</li> </ul>

## 2 改めて背景の整理

産業廃棄物処理施設の建築基準法第 51 条ただし書許可は民間の施設に対する許可でありながら、要領により 2 つの都市計画審議会に付議することから、審議会の日程などにより申請から許可まで長期間を要することがある。

年に数回しか行われない都市計画審議会だが、県、市ともに同じような時期に実施していることから、例えば県都市計画審議会の直後に市都市計画審議会を実施した場合、次の県都市計画審議会まで待ってもらう必要がある。(下図 B)

国も技術的助言により手続きの円滑化、迅速化のため、許可申請に応じた都市計画審議会への速やかな付議を求めている。



⇒手続きの円滑化、迅速化は必要である

## 3 基準化により市都計審をスキップすることの懸念点・問題点

① 地域の実情まで県都市計画審議会での審議は困難と思われる

前回の市都市計画審議会での意見のような、地域の実情に応じた審議が県都市計画審議会でも審議されるか疑問である。

② 確定的な基準の策定が困難

すべての地域的事情を網羅するような基準を作成すると、設置場所によっては過剰な基準になってしまうことや、基準とするための確定的な数字を決めることが困難である。

⇒円滑化、迅速化は必要だが、地域の実情による審査結果は県都計審に伝える必要がある

## 4 前回から考え方の変更

2 及び 3 から、市都市計画審議会をスキップするのではなく、審議の迅速化を図るため効率的な審議が行えるよう要領の改正を行う。



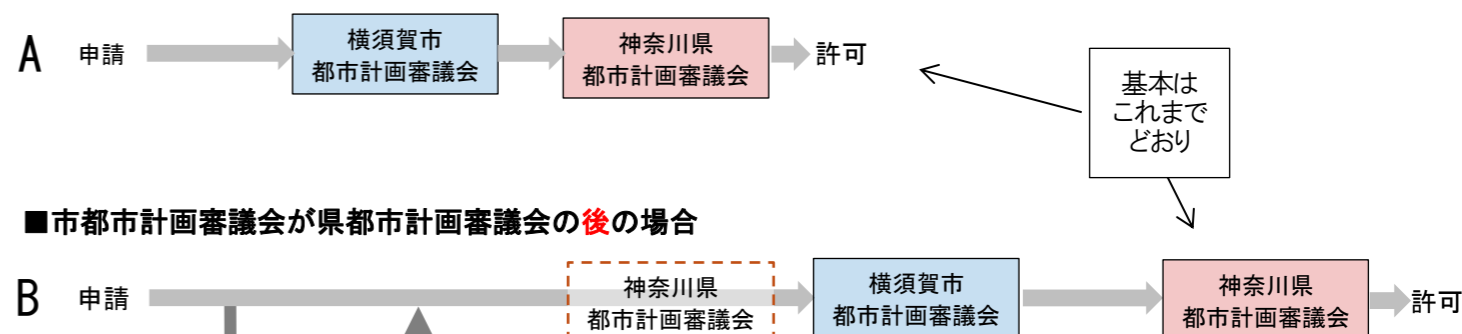
## 5 審議プロセスの迅速化・効率化 [書面審議の導入]

審議プロセスの迅速化・効率化のために、以下の条件を満たし、委員長に確認の上、事務局が判断した案件のみ [書面審議] を可能として、円滑に県都市計画審議会へ市の意見を伝えることとする。

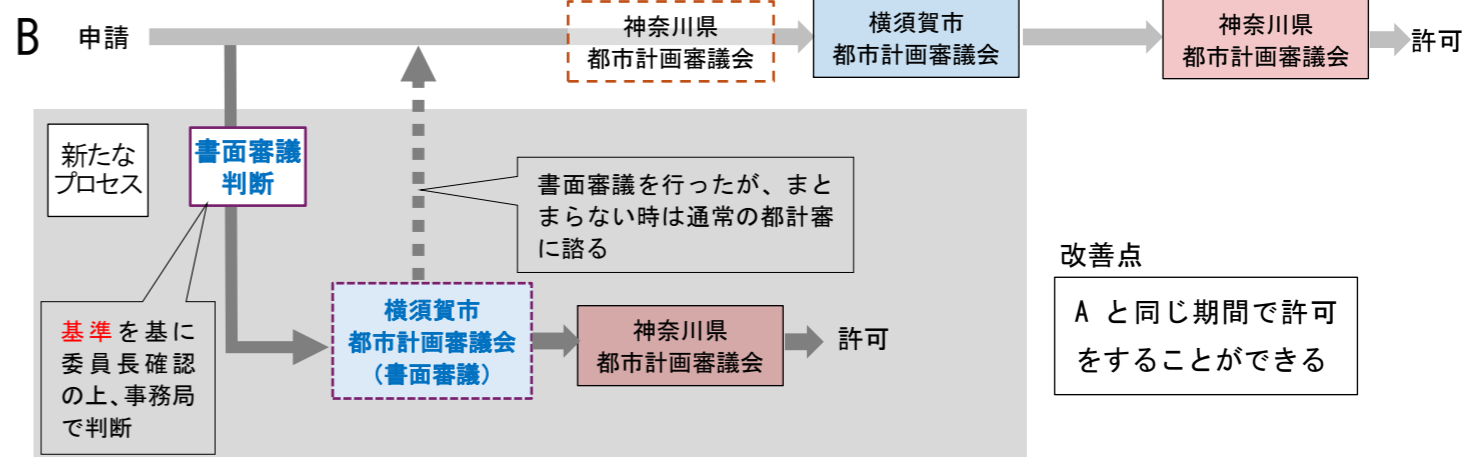
●条件

- ①同時期に実施される市都計審が県都計審よりも後だった場合 (ルート B の時)
- ②書面審議とするための基準に該当したもの

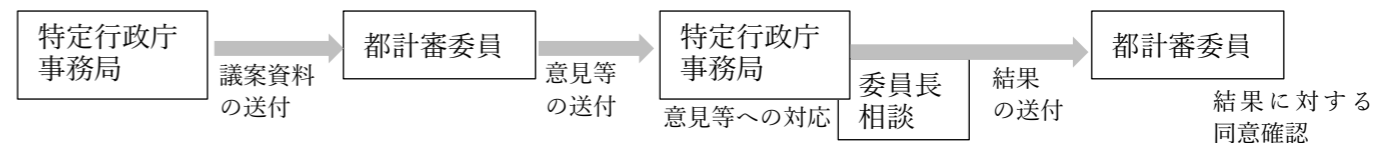
### ■市都市計画審議会が県都市計画審議会の前の場合



### ■市都市計画審議会が県都市計画審議会の後の場合



### 書面審議のイメージ例



# 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領(以下、「要領」)の改正について

～産業廃棄物処理施設の建築基準法第 51 条ただし書許可の新たな審議プロセスの追加～

## 6 要領の新旧対照表

### 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領 (抜粋)

アンダーライン：改正箇所

改正前	改正後
<p>(諮問及び答申)</p> <p>第 2 条 次に掲げるものは、審議会に諮問し答申を得るものとする。</p> <p>(1) 都市計画法、建築基準法等の規定により審議会の議を経る又は意見を聴くことが義務付けられているもの</p> <p>(2) 都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき市が神奈川県（以下「県」という。）に都市計画の案の内容となるべき事項を申出しようとするもの</p> <p>(3) 横須賀都市計画区域内における都市計画決定等事案で、<u>都市計画法、建築基準法等</u>の規定により県が県審議会の議を経る又は意見を聴くことが義務付けられているもの</p> <p><u>(4) 都市計画法第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき県に都市計画提案した者に対し、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定に基づき県が都市計画決定等しない旨の通知を行おうとするもの</u></p> <p><u>(5) 市及び県の都市計画決定等の根拠となる重要な計画の策定又は改訂並びに都市計画に関する計画の策定等として市長が特に認めたもの</u></p> <p>2 前項(1) に掲げるもののうち軽易なものは、常務委員会に諮問し答申を得るものとする。</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(審議会の開催等)</p> <p>第 4 条 事務局は、審議会、常務委員会及び特別委員会(以下本条において「審議会等」という。)を開催するときは、委員長等と調整を図った上で、開催日時をその 2 か月以上前に定めるものとする。ただし、この期間内に調整が整わない場合は、この限りでない。</p> <p>2 事務局は、審議会等を開催するときは、あらかじめ本市の広報紙、ホームページへの掲載その他有効な手段により市民等に周知を図るものとする。ただし、非公開で行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 事務局は、審議会等を開催するときは、開催の 2 週間以上前に市長決裁を得ることに努めるものとする。</p>	<p>(諮問及び答申)</p> <p>第 2 条 次に掲げるものは、審議会に諮問し答申を得るものとする。</p> <p>(1) 都市計画法、建築基準法等の規定により審議会の議を経る又は意見を聴くことが義務付けられているもの</p> <p>(2) 都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき市が神奈川県（以下「県」という。）に都市計画の案の内容となるべき事項を申出しようとするもの</p> <p>(3) 横須賀都市計画区域内における都市計画決定等事案で、<u>都市計画法等</u>の規定により県が県審議会の議を経る又は意見を聴くことが義務付けられているもの</p> <p><u>(4) 横須賀都市計画区域内において、建築基準法等の規定により県審議会の議を経ること又は意見を聞くことが義務付けられているもの</u></p> <p><u>(5) 都市計画法第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき県に都市計画提案した者に対し、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定に基づき県が都市計画決定等しない旨の通知を行おうとするもの</u></p> <p><u>(6) 市及び県の都市計画決定等の根拠となる重要な計画の策定又は改訂並びに都市計画に関する計画の策定等として市長が特に認めたもの</u></p> <p>2 前項(1) に掲げるもののうち軽易なものは、常務委員会に諮問し答申を得るものとする。</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(審議会の開催等)</p> <p>第 4 条 事務局は、審議会、常務委員会及び特別委員会(以下本条において「審議会等」という。)を開催するときは、委員長等と調整を図った上で、開催日時をその 2 か月以上前に定めるものとする。ただし、この期間内に調整が整わない場合は、この限りでない。</p> <p>2 事務局は、審議会等を開催するときは、あらかじめ本市の広報紙、ホームページへの掲載その他有効な手段により市民等に周知を図るものとする。ただし、非公開で行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>3 事務局は、審議会等を開催するときは、開催の 2 週間以上前に市長決裁を得ることに努めるものとする。</p> <p><u>4 第 2 条第 1 項第 4 号のうち、別に定めた基準に該当すると事務局が認めたときは、書面による開催をする</u></p>

# 都市計画審議会に係る都市計画関係事案の諮問等に関する基準及び事務処理に関する取扱要領(以下、「要領」)の改正について

## ～産業廃棄物処理施設の建築基準法第 51 条ただし書許可の新たな審議プロセスの追加～

### 7 書面審議とするための基準

建築基準法第 51 条ただし書許可における産業廃棄物処理施設の位置の指定に関する  
横須賀市都市計画審議会を書面審議とするための基準

横須賀市

- ① 神奈川県都市計画審議会（以下「県都計審」とする）の開催前の適当な時期に横須賀市都市計画審議会（以下「市都計審」とする）が開催されない場合で、特定行政庁、事務局及び市都計審委員長が協議した上で、当該許可申請における市都計審への付議を書面審議とすることが適当であると認めること。
- ② 計画敷地の立地が適正な位置に計画されていること。
  - ・工業地域、工業専用地域又は防衛省が所管する敷地に計画されていること。
  - ・上記用途地域のうち、臨港地区、地区計画等が定められた地域に計画する場合は、各地区の規定に適合していること。
  - ・不特定の者が利用する公共施設、病院、診療所、学校、福祉施設等（以下「公共施設等」）及び住居系用途地域に隣接して計画されていないこと。
- ③ 騒音・振動等の公害要因が周辺の環境に悪影響を与えないこと。
  - ・発生する騒音、振動、大気質、悪臭、水質について関係法令の規制に適合していること。
- ④ 周辺の道路・交通計画に影響を与えないこと。
  - ・交通計画について、道路管理者及び警察との協議が終了していること。
  - ・小中学校の通学時間帯（7 時 30 分～8 時 30 分）に配慮した計画であること。
- ⑤ 周辺住民への理解が得られていること。
  - ・周辺住民等への計画を説明したうえで計画に対する理解が得られていること。
    - ⇒・事業計画、周辺への影響（稼働時間、騒音、振動、悪臭等）についての説明
    - ・廃棄物の搬入車両の経路、車両、時間帯等についての説明

#### ※周辺住民等

- ア. 計画敷地の境界線から水平距離 10m 以内及び建築物の外壁から当該建築物の高さの 2 倍の範囲内にある土地の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」）
- イ. 搬出入車両の通行に係る道路のうち、計画敷地から整備済みの幹線道路（国道、県道又は幅員 15m 以上の都市計画道路）に至るまでの道路に接する敷地の土地所有者等
- ウ. 計画敷地からおよそ 100m 範囲内の公共施設等の土地所有者等
- エ. 計画敷地が該当する中学校学区内の中学校及び小学校
- オ. 上記ア. 及びイ. に該当する敷地が所属する自治会、商店街、工業会等の団体及び連合町内会
- カ. その他、市長が必要と認めたもの

- ⑥ 関係各課との協議が終了していること
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続きが概ね終了していること
    - 例・産業（一般）廃棄物処理施設設置許可申請
      - ⇒廃棄物の処理及び清掃に関する法律より
      - （事前審査）生活環境影響調査実施結果報告書、関係者周知報告書
      - ⇒廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要領より
    - 騒音規制法・振動規制法等の手続きが概ね終了していること
      - 例・特定施設の届出
        - ⇒騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法より
      - ・指定事業所の設置許可
        - ⇒神奈川県生活環境の保全等に関する条例より
    - 土地利用調整関連条例に関する手続きの担当課との協議が概ね終了していること
      - 例・土地利用基本条例、特定建築等行為条例、適正な土地利用の調整に関する条例、都市計画法第 29 条許可、第 32 条協議 等
      - ・景観審議会 等
    - 下水道供用区域の場合は、下水道への排水について上下水道局との協議が完了していること
    - 搬出入車両において大型車両の通行を計画している場合、計画敷地前面道路等の道路管理者及び警察との協議が完了していること。
  - ⑦ 本計画が将来都市構造に適合することについて都市計画課が確認していること
  - ⑧ その他、都市計画上支障がないと認めるために市長が求めるものに対する対策等を講じていること

なお、書面審議の結果、特定行政庁、事務局及び市都計審委員長が対面での審議が必要であると認めた場合は、通常の市都計審への付議を行い、改めて市都計審の議を経たうえで、県都計審の議を経るものとする。